

平成 27 年 11 月 19 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 F P G
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 谷 村 尚 永
(東証第一部・コード：7148)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 理 部 長 久 保 出 健 二
(TEL. 03-5288-5691)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社の取締役会は、平成 27 年 11 月 19 日付で、「定款一部変更の件」を平成 27 年 12 月 22 日開催予定の第 14 期定時株主総会に付議することを、決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

定款第 2 条（目的）につきまして、将来の事業領域の拡大に対応するとともに、事業内容の明確化を図るため、事業目的を変更するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第28条第 2 項及び第37条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、第28条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条 〈条文省略〉	第 1 条 〈現行どおり〉
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ファイナンシャルプランニング業	1. ファイナンシャルプランニング業
2. 資産運用に関するコンサルタント業	2. 資産運用に関するコンサルタント業
3. 経営コンサルタント業	3. 経営コンサルタント業
4. 企業の合併・提携、営業権、有価証券の譲渡に関する指導仲介および斡旋	4. 企業の合併・提携、営業権、有価証券の譲渡に関する指導仲介および斡旋
5. 総合リース業	5. 総合リース業
6. 金融商品取引法に規定する、第二種金融商品取引業、金融商品仲介業	6. 金融商品取引法に規定する、第二種金融商品取引業、金融商品仲介業
7. <u>貸金業、</u> 債務の保証および引受	7. <u>金銭の貸付け、金銭の貸借の媒介ならびに</u> 債務の保証および引受等の信用供与
8. 銀行代理業	8. 銀行代理業
9. 信託契約代理業	9. 信託契約代理業
10. 保険仲立人に関する業務	10. 保険仲立人に関する業務
11. 投資事業組合財産の運用および管理	11. 投資事業組合財産の運用および管理

現 行 定 款	変 更 案
<p>12. 船舶、航空機、工具、器具、備品およびその関連資産の売買ならびに売買の媒介</p> <p>13. 不動産の売買、貸借、仲介、所有、管理、利用およびコンサルティング</p> <p>14. 不動産特定共同事業法に基づく事業</p> <p>15. 信託法に掲げる方法によってする信託に係る業務</p> <p>16. 前各号に付帯または関連する一切の業務</p> <p>第3条～第27条（条文省略）</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第28条（条文省略）</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>第29条～第36条（条文省略）</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第37条（条文省略）</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>第38条～第43条（条文省略）</p>	<p>12. 船舶、航空機、工具、器具、備品およびその関連資産の売買ならびに売買の媒介</p> <p>13. 不動産の売買、貸借、仲介、所有、管理、利用およびコンサルティング</p> <p>14. 不動産特定共同事業法に基づく事業</p> <p>15. 信託法に掲げる方法によってする信託に係る業務</p> <p>16. 前各号に付帯または関連する一切の業務</p> <p>第3条～第27条（現行どおり）</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第28条（現行どおり）</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>第29条～第36条（現行どおり）</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第37条（現行どおり）</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>第38条～第43条（現行どおり）</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年12月22日（予定）

定款変更の効力発生日 平成27年12月22日（予定）

以 上